

根郷小学校 いじめ防止基本方針

令和8年3月18日

佐倉市立根郷小学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必須です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもつことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

根郷小学校（以下、本校）では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。また、その対応にあたっては、正確に丁寧な説明を行うことを遵守します。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

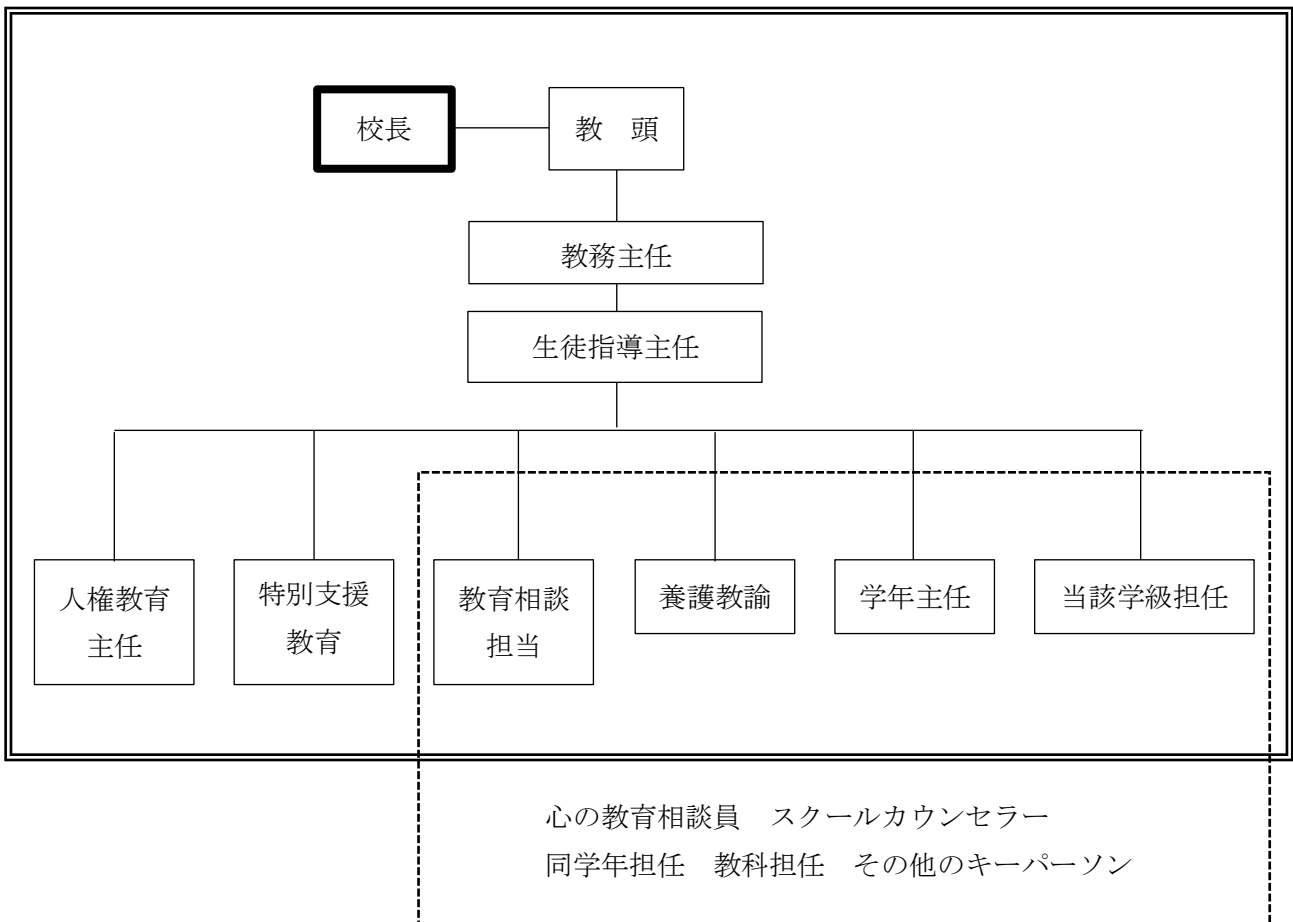
「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかったり、適切な対策がなされなかったりしたことが問題となります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることが多くあります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童・生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多いです。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報が無断で掲載されたりするもの。）

4. 学校いじめ対策の組織



①学年会

○メンバー

各学年主任、各担任

- ・情報の収集と記録
- ・当面の具体的な対応と情報の共有
- ・いじめの相談、通報窓口

②いじめ報告会

○メンバー

全職員

- ・一週間に一回開催する。(打ち合わせ時)
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る共通理解。

③生徒指導部会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年1名、養護教諭

- ・いじめの報告があったものの、経過報告。(3ヵ月の見守り)

④いじめに関わる情報があったときの緊急会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各学年主任、担任、
教育相談担当、心の教育相談員等

※急務の際は、校長、教頭、生徒指導主任、当該学年主任、担任を中心に

- ・いじめ情報があった場合は、その内容に応じて招集する。
- ・情報の収集と記録。
- ・具体的な対応策と情報の共有

⑤いじめ対策会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年1名、養護教諭

※教育相談担当、心の教育相談員、スクールカウンセラー、その他の教職員については、適宜参加

- ・年3回程度開催(7月、12月、3月)+重大案件があれば随時
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子供たちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子供一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。また、過度の競争意識、勝利至上主義が児童のストレスを高め、いじめを誘発することも十分理解し、教育活動にあたることとします。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識をもち、安心・安全な「居場所づくり」を心がけていきます。

(1) 教科指導と生徒指導の一体化

- ・それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。
 - ① 自己存在感の促進する授業づくり
 - ② 共感的な人間関係を育成する授業づくり
 - ③ 自己決定の場を提供する授業づくり
 - ④ 安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業づくり

(2) 道徳教育の充実

- いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- 道徳の授業を通して、思いやりや生命、人権（交流および共同学習の推進による、障害への理解、ちがいをもった子供への理解を含む）を大切にする指導の充実に努めます。
- いじめに関する教科書教材を扱い、意見交換の場を設定して考えさせます。

(3) 体験学習の充実

- 達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。
(特に、地域のよさ、人のよさに気づき、進んで他と関わろうとする態度を養います。
また、相手の存在を認め、思いやりの心をもって接するきっかけとします。)
- ・1年生・・・公園探検、植物の栽培、虫取り
- ・2年生・・・町探検、野菜の栽培
- ・3年生・・・市内巡り、スーパー見学、消防署見学
- ・4年生・・・安全マップ作りのための学区
- ・5年生・・・宿泊学習（千葉市少年自然の家）
- ・6年生・・・宿泊学習（修学旅行）、国立歴史博物館見学
- ・けやき・・・生活単元学習、居住地校交流（特別支援学校在籍児童との交流）
南部中学校区ふれあい交流会
- ・全学年・・・特別支援学級児童との交流学习、運動会、ありがとうの会、音楽発表会

(4) 相談体制の整備

- 教育相談により、児童の悩みや変化に早く気付く体制を整えます。
 - ・定期的な教育相談を、年間3回行います。(4月・9月・1月)
 - ・児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。

(5) 定期的なアンケートの実施

- いじめアンケートに学校全体で取り組みます。
 - ・いじめに関するアンケートを行います。(4月・9月・1月)
 - ・結果の集計や分析には学年職員を中心に、複数の教員であたります。

(6) 児童会を中心とした取り組み

- 児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。
 - ・いじめゼロ宣言
 - ・児童会を中心にいじめ防止等に向けた方策を話し合う場を設けます。
 - ・人権集会では、児童会が中心となり会を進めます。
 - ・いじめ防止子供サミットについて全校に報告します。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器のもつ危険性や、その使い方を知ってもらいながら問題の解決にあたります。
 - ・タブレットの使い方については、全校児童に説明をします。
 - ・中学年以上は、道徳の授業で情報モラルについて指導します。
 - ・高学年は、インターネットやSNSの使い方や危険性について担任が指導します。
 - ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

(8) 保護者への周知活動

- 年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。
 - ・学校ホームページを通していじめ防止基本方針の周知活動を行います。

(9) 特別な配慮を必要とする児童

- 帰国児童、外国人児童、障害のある児童生徒、不登校児童、学齢を経過した者に対しては、学校生活に適應できるよう、特別な配慮をします。

(10) 感染症疾患に対する対応

- 感染症等にかかった児童や家族への人格を傷つける行為は許さないという姿勢を示すとともに、そういった行為へは毅然とした態度で接します。
- 感染症疾患やその予防について正しく理解できるようにします。
- 不当な偏見や差別、いじめの防止や発生した時の対応について指導します。

(1 1) 「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応

○性同一性障害にかかる児童に対し、学校生活に適応できるよう医療機関や保護者と相談しながら支援・環境整備を行います。

- ・服装は、自認する性別の衣服の着用を認めます。
- ・トイレは、多目的トイレの使用を認めます。（4棟1階）
- ・水泳は上半身が隠れる水着の着用を認めます。
- ・修学旅行等は、入浴時間をずらすなどの配慮を行います。

6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要です。いじめられている子自身、自尊心があり、なかなか相談しないことがあります。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・3回のいじめアンケート調査や教育相談などから気になることを発見します。
- ・児童や保護者からの情報（連絡帳など）を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有し合います。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童等）。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめに関する緊急会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、心の教育相談員・スクールカウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子供を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

（3）いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者へ連絡を取ります。
- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人の心を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・相互に気持ちを伝え、理解し、今後のよい人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、関係機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、心の教育相談員・スクールカウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

（4）いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて関係機関との連携による措置含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

(5) 加害・被害以外の児童への指導

○いじめを「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする児童や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」となっている児童が存在した場合については、そのような言動もいじめを助長することになることを、毅然とした態度で指導します。

- ・いじめは人の心を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行った行為を振り返らせ、自らの言動の反省点を理解させます。
- ・被害児童の辛さに気付かせ、自分の態度や行為が加害者を助長させる場合があることを理解させます。
- ・同じことを繰り返さないようにするためにどうすればよいかを、十分に考えさせます。

(6) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害児童、加害児童とも)
- ・被害児童には、教員が声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(7) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

(8) いじめの解決について

○いじめが解決したとしても、発生後3ヶ月間は継続して様子を見ていきます。

いじめが解消している状態とは、

- 〔 ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月間継続していること。
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
①、②の要件が満たされていることが必要です。これらの要件が満たされている場合であっても、他の事情も勘案して判断します。〕

7. 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」です。（いじめ防止基本法第28条第1号、第2号）

具体的には、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合などを、想定しています。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」の構成員で行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

発見者→担任→学年主任→生徒指導担当→教務主任→教頭→校長

→佐倉市教育委員会→教育長→市長

教育委員会指導課（TEL：043-484-6185）

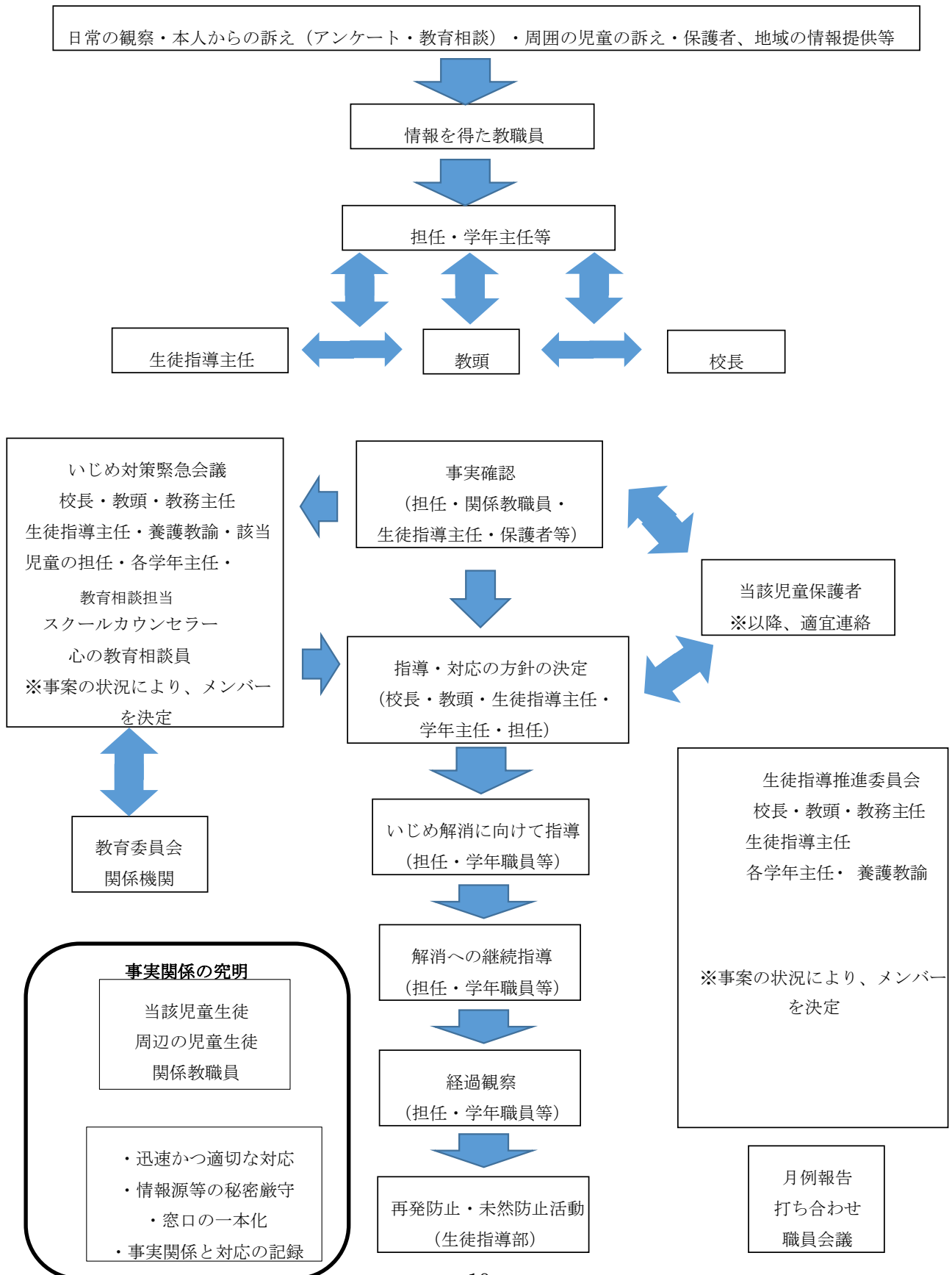
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）

- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。
- ・重大事態発生の一報後、詳細については改めて、学校内及び教育委員会に報告します。
- ・必要に応じて警察等関係機関に直ちに通報するなど、連携を図ります。

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8. 根郷小学校いじめ対応の流れ



9. 年間計画

| | 学校行事 | いじめ問題に関する年間計画 |
|-----|--|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・地区児童会 ・一年生おめでとう週間 ・避難訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・定期的なアンケートの実施 ・いじめ防止啓発強化月間 ・定期教育相談 ・生徒指導推進委員会 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 | <ul style="list-style-type: none"> ・運動会を通しての団結力・協力性・責任感の育成 ・生徒指導推進委員会 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・3年市内めぐり ・1年公園探検 ・4年リサイクルセンター見学 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導推進委員会 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区児童会 ・個人面談 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・いのちを大切にするキャンペーン ・生徒指導推進委員会 ・SOSの出し方教育 |
| 8月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会 ・生徒指導推進委員会 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・プール開き ・3年校外学習 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期教育相談 ・定期的なアンケートの実施 ・生徒指導推進委員会 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期終業式 ・後期始業式 ・2年校外学習 ・4年校外学習 ・5年宿泊学習 ・1年校外学習 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導推進委員会 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・6年修学旅行 ・避難訓練（火災対応） | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導推進委員会 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・人権集会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・生徒指導推進委員会 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練（不審者対応） | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケートの実施 ・定期教育相談 ・生徒指導推進委員会 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導推進委員会 |

| | | |
|----|---|---|
| | ・ 6年校外学習（歴博） | |
| 3月 | ・ 6年生ありがとうの会 ・ 卒業式 ・ 地区児童会 ・ 修了式 | ・ いじめ対策会議の実施（評価） ・ 進級する学年の引継ぎ情報の整理、作成 ・ 生徒指導推進委員会 |

10. SOSの出し方教育

SOSの出し方教育について、千葉県が作成した指導資料等を活用して実施します。また、3回のアンケートを実施し、継続的に児童理解に努めます。

家庭との円滑な情報共有のもと、発達段階や生活環境等の状況を踏まえた児童理解に努め、心身や環境等に係る課題を把握した際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と積極的に連携を図ります。

11. その他

- ・ 年度末にいじめに関する調査や分析をし、これに基づいた対応を、いじめ問題取り組みについての評価と併せて確認します。
- ・ この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。
- ・ この基本方針は、本校の学校ホームページに掲載し、保護者や地域への周知を図っていきます。

○学校におけるいじめの相談、通報窓口

佐倉市立根郷小学校（教頭、担任、養護教諭） TEL043-484-1031

○学校以外にいじめの相談、通報窓口

佐倉市教育委員会指導課 TEL043-484-6185

北総教育相談室（北総教育事務所） TEL043-486-6019

千葉県子供と親のサポートセンター TEL0120-415-446

千葉県警察少年センター TEL0120-783-497